

警察と地方公共団体との効果的な連携体制の構築

宮城県仙台南警察署刑事第一課長

元宮城県警察本部警務部警務課

宮城県警察犯罪被害者支援室課長補佐

目黒 輝至

I. はじめに

私が、平成29年に宮城県警察犯罪被害者支援室に勤務していた当時、警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室（以下「警察庁犯罪被害者支援室」という。）からの多くの御支援、御指導を受け策定した「警察と地方公共団体との効果的な連携強化」についての執筆依頼を警察庁犯罪被害者支援室から受け、重責であり、様々な御意見をいただくこととなると思いますが、自らが身を置き、犯罪被害者の支援に携わった経験を踏まえ、筆を進めさせていただきます。

II. 支援体制の構想

私が犯罪被害者支援と関わることになったのは、平成26年4月に、宮城県警察から警察庁（犯罪被害者支援室）に出向してからとなります。それまでの私は、主に刑事警察に身を置き、「被疑者の検挙が一番の被害者支援」と考え、職務に従事していました。しかし、警察庁犯罪被害者支援室において犯罪被害者等給付金の業務に携わってみると、犯罪捜査と同様に、被害者が元の生活を取り戻していくための支援業務がとても重要で期待されていることを身を持って知りました。

3年間の警察庁勤務を終え、帰県し、宮城県警察本部警務部警務課宮城県警察犯罪被害者支援室（以下「県犯罪被害者支援室」という。）に所属することとなり、現場における被害者支援を担当する立場になりました。重責を担い私の力でどのような支援ができるかについて思案の日々が始まりました。私なりに思案を重ねたところ、何の落ち度もない人が犯罪被害に遭い、その後、平穏な生活に戻るまでは多くの時間と多くの人の支えを要します。しかし、当県警察における犯罪被害者に対する支援施策は、被害直後における短期的な支援施策が中心で、犯罪被害者が再び平穏な生活に戻るまでに必要な中長期的な生活支援施策がほとんどない状態でした。

犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）第3条（基本理念）に、「犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう講ぜられるものとする。」と規定されており、さらに第3次犯罪被害者等基本計画（以下「3次計画」という。）では、犯罪被害者等に対して生活全般にわたる支援を提供できるよう、継ぎ目のない支援体制を地方公共団体や民間支援団体とともに構築し、犯罪被害者等を中長期的に支援する体制整備への取組が盛り込まれていました。

犯罪被害者の方が平穏な生活に戻るまで、警察と自治体が連携し、継ぎ目のない支援をするにはどうすればいいのか。市、町等の自治体は、地域住民にとって一番身近な行政機関で、保

健、福祉、介護、住宅等の分野における、各種の行政サービスを提供しており、その期間も長期にわたるものが数多くあります。中身を見ると、犯罪被害者に対する中長期的な支援にもつながるもので、警察と自治体が連携して被害者支援をすればサービスの質が向上し、継ぎ目のない支援が実現できると考えました。

例えば、事件の被害者が被害申告のため、警察署あるいは市役所の案内に来たとします。最初に被害者が来署すれば、警察において犯罪被害者の望む、必要な支援の内容を聴取し、事件捜査と並行して犯罪被害者支援に移行できます。犯罪被害により自宅に住むことが困難になった場合における住宅の問題や学校に行けなくなった等の就学の問題など生活に密着した諸問題が数多く生じた場合には、事件捜査を主体とする警察だけでは対応できず、解決しません。

このような実情から犯罪被害者に対する中・長期的な支援には自治体の総合的対応窓口（以下「窓口」という。）の出現が求められます。警察において、犯罪被害者の方から必要な支援を聴取していれば、市役所の窓口担当者に被害者の状況を説明し、担当者が犯罪被害者のニーズを聞きながら、受けられる支援を紹介します。各行政サービスを紹介された犯罪被害者が自らその窓口に行き、必要な行政サービスを受ける手続をすることができればいいのですが、中には、何度も窓口でサービスを受ける理由や被害の状況を説明することが精神的に大きな負担となり、二次的被害を受けたり、そもそも精神的な負担により説明することすらできない場合があります。これを踏まえ窓口の担当者が、事前に各行政サービス担当者に事情等を説明し、被害者が来庁した際に、必要であれば別室を用意するなどして、ワンストップで各種申込手続等をしてもらい、精神的、経済的な負担を軽減することが求められます。

さらに、この施策支援を充実させるため、各警察署に設置されている犯罪被害者等連絡協議会への働きかけにより、警察と自治体とが連携すれば県下全体に犯罪被害者への支援の輪が大きく広がると考えました。

犯罪被害者連絡協議会の会員は、犯罪被害者の支援に積極的な町内会役員や民生委員はもとより公的機関の部署が加入しています。会員の方々は、様々な人と接する機会が多くあります。被害に悩んでいる方がいることを会員が知れば、被害者の意向を聞き取り、警察や自治体の窓口につなぐこともでき、犯罪被害者等連絡協議会員からの支援も受けられます。

しかしながら、当時、当県において、このようなトータルサポートとなる支援施策は、実施されておらず、実際に実現できるのかについて県犯罪被害者支援室において議論を進め、当時の県犯罪被害者支援室長である熊谷憲悦室長（令和2年時宮城県警察総務部参事兼会計課長）と共に、庄司智康宮城県警察警務部参事官兼警務課長（令和2年時宮城県警察地域部長）と高橋俊章警務部長に説明し、御指導を経て、本施策を施行することとなりました。

Ⅲ. 支援体制の構築と施策の推進の苦勞

宮城県における犯罪被害者支援の歴史は、全国に比べ条例制定も早く、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）が制定される前年の平成15年に、宮城県犯罪被害者支援条例が制定され、宮城県公安委員会が所掌することとなりました。そして、同条例に基づき、宮城県犯罪被

害者支援連絡協議会が発足し、現在では、公的機関・民間団体等57機関によって構成され、各機関毎に支援施策を実施している状況にあります。

この犯罪被害者支援条例を県公安委員会が所掌している県は、全国でも僅かで、先例に乏しいばかりでなく、施策を推進していく上で、多くの苦勞を伴うものとなり、特に、施策への理解を得ることに腐心しました。

具体的には、各警察署における犯罪被害者連絡協議会に対する施策説明においては理解を得られたものの、自治体においては犯罪被害者支援を押しつけられるのではないかと施策に及び腰で十分な理解が得られませんでした。

この状況を打開するため、自治体の担当者を警察署に招致して施策について丁寧に説明し、それを持ち帰って検討してもらい、疑問等があれば県犯罪被害者支援室員が、自治体を直接訪問し、膝づめでの説明をするという地道なものでありました。

各自治体から出た意見は、

- ・ 支援の経験がないからできない。
- ・ 仕事の量が激増するのではないか。
- ・ 連携を強化したことにより、被害者が多数押し寄せるのではないか。
- ・ どの程度関わらなければならないのかわからない。
- ・ 犯罪被害者は重すぎるし、我々が対応すると傷を深くする。
- ・ 対応方法も分からない、だから、犯罪被害者支援ができない。
- ・ 犯罪被害者支援は、警察がやればいいのではないか。条例も警察が所管しているのではないか。

というものでした。

これまで全く犯罪被害者の支援に携わることがなかった自治体としては「犯罪被害者」＝警察というイメージが強くなり、後難を危惧したからと推察されます。

自治体が犯罪被害者支援をそもそも理解していないということは、予想していましたが、「仕事が激増するかもしれない。」との反対理由をしめされたことについては、正直驚きました。

このような考えの自治体については、犯罪被害者支援室長以下で何度も訪問し、

- ・ 警察は、犯罪被害者支援を自治体に押しつけようとしているのではない。
- ・ 既存の各行政サービス（ヘルパー派遣による子育て支援、就職に必要な技術訓練講座受講等の就業支援、扶養手当支給や公共料金減額制度、生活安定のための各種貸付金制度等の経済的支援等々）の提供だけでも支援につながる行政サービスがあり、それらを犯罪被害者が精神的、経済的負担がなく受けられるようにするために行うもの。
- ・ 新たな行政サービスを作る、新たな予算を獲得するというものではない。
- ・ 支援を求めている方が必要な時にいつでも支援が受けられるようにするためのもの。
- ・ 研修等が必要な場合は、依頼があれば県犯罪被害者支援室で行う。
- ・ 犯罪被害者支援が原因で仕事が激増することは思えない。
- ・ 犯罪被害者は自治体管内の住民である。

ことを粘り強く説明し、理解を求めました。

自治体の担当者も、既存の行政サービスが犯罪被害者の支援につながることや、仕事が激増することはないことを理解すると、その後は、自治体内との相談がスムーズになり、ネットワークの構築が円滑に進みました。

このような地道な活動が、警察と警察署犯罪被害者支援連絡協議会及び自治体との連携強化につながり、ワンストップ的総合対応窓口の構築に至りました。

IV. 実際の支援例

私が在任中、実際の支援において、このワンストップ的総合対応窓口の利用による支援機会が数回ありました。その一つに、殺人事件の被害者御遺族に対する支援がありました。

事件概要の詳細については控えさせていただきますが、ある日突然、夫を事件で失った女性とその御遺族に対する支援でした。女性の哀しみは、言葉に表せないほど深く、しばらく仕事もできない状態の中にあっても、女性は様々な行政手続をしなければなりません。夫の会社での各種手続や自治体での手続に加え、税務所での手続等様々あり、複雑で細かいものでした。

当時の女性は、ショックのため手続の説明を受けてもなかなか理解できなかったことから、県犯罪被害者支援室員が御遺族から困っていることや、早急に手続をしなければならないこと等、必要な支援希望を聴取して、その内容を自治体の犯罪被害者支援担当者に伝えました。自治体の支援担当者は、支援につながる各行政サービスの担当者に御遺族の事情と状態を説明し、個別に申請窓口へ御遺族を案内するのではなく、別室を用意して各担当者が一同に集まりわかりやすい説明により、手続を行うという支援を実施しました。これにより、御遺族は何度も窓口へ足を運ぶことなく、精神的、経済的負担が少なく各種諸手続を済ませることができました。(実際の支援では、犯罪被害者の方が必要としている支援は、それぞれ違うものであり、その都度、何が必要なかを聴取し、犯罪被害者の方に合った支援の方法、提供できるサービス等検討をすることも大切となります。)

V. おわりに

当該施策の推進にあたり、御支援、御指導をいただいた警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長以下、犯罪被害者支援室の皆様、本施策への御賛同と施策の推進に御尽力いただいた宮城県内の各自治体の担当者様に心より感謝を申し上げます。

ありがとうございました。

今後も犯罪被害者に寄り添い、必要な支援をいつでも受けられる地域社会であることを祈りつつ、警察官として、被害者のために、何ができるかを自問自答しながら、今後の業務を推進していきたいと思っております。

最後になりましたが、拙い文章であったことをお詫び申し上げます。